

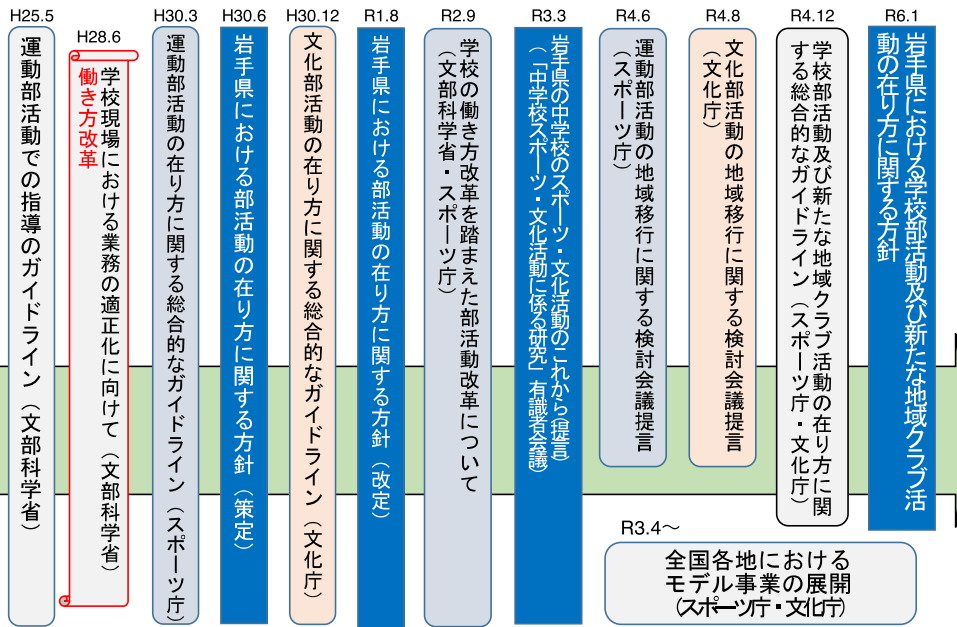
【行政説明】

岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針

岩手県教育委員会事務局保健体育課

令和6年11月30日（土）

部活動に関する国や県の動き



本日の流れ

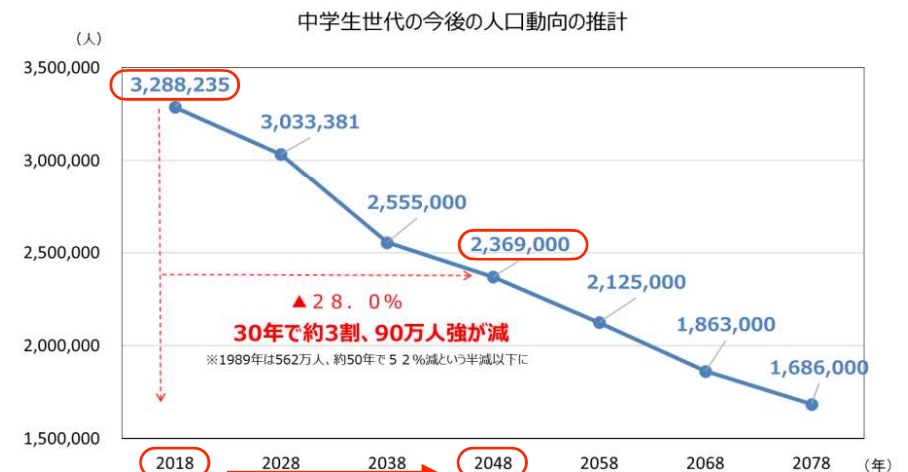
県方針の概要

「地域クラブ活動」とは

協議会について

少子化・人口減少の加速化

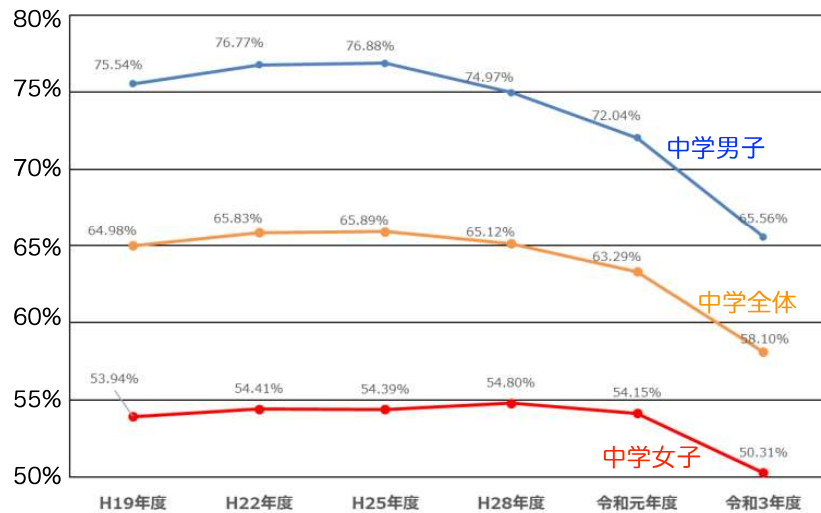
- 学校数の減少、それ以上に進む少子化で生徒数/学校はさらに小さくなる中、部活動は持続困難。



中学生世代の人口数は4月1日時点において12～14歳の者の数
厚生労働省作成「人口動態統計」月報（2017年5月）」により算出するとともに、将来の出生者数について、国立社会保障・人口政策研究所作成「日本の将来推計人口（平成29年推計）詳細結果表」の「1. 出生中位（死亡中位）推計」を基に算出。

運動部活動 参加率 (中学校)

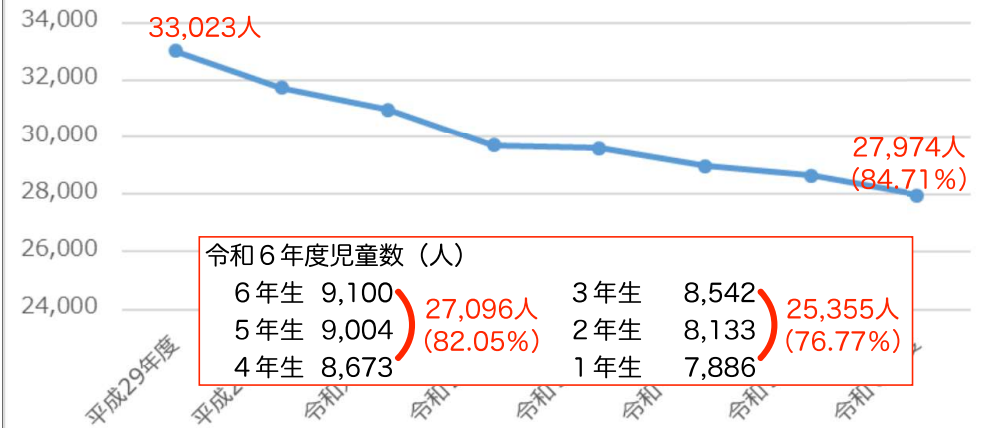
- 運動部活動への参加率は減少傾向にある。



学校基本調査並びに(公財)日本中学校体育連盟の調査を基にスポーツ庁が作成

少子化・人口減少の加速化

岩手県 中学校の生徒数 (人)



岩手県教育委員会 令和6年度学校一覧

教師の部活動に係る勤務状況 (中学校)

- 中学校教諭が土日に部活動・クラブ活動に関わる時間は、10年前に比べて約2倍で負担がより増加。

中学校教諭の1日当たりの学内勤務時間 (持ち帰り時間は含まない。)の内訳

	平日			休日		
	平成18年度	平成28年度	増減	平成18年度	平成28年度	増減
全 体	11:00	11:32	+0:32	1:33	3:22	+1:49
a 朝の業務	0:34	0:37	+0:03	0:00	0:01	+0:01
b 授業	3:11	3:26	+0:15	0:00	0:03	+0:03
c 授業準備	1:11	1:26	+0:15	0:05	0:13	+0:08
d 学習指導	0:05	0:09	+0:04	0:00	0:01	+0:01
e 成績処理	0:25	0:38	+0:13	0:03	0:13	+0:10
f 生徒指導 (集団)	1:06	1:02	-0:04	0:00	0:01	+0:01
g 生徒指導 (個別)	0:22	0:18	-0:04	0:00	0:01	+0:01
h 部活動・クラブ活動	0:34	0:41	+0:07	1:06	2:09	+1:03
i 児童会・生徒会指導	0:06	0:06	±0:00	0:00	0:00	±0:00
j 学校行事	0:53	0:27	-0:26	0:02	0:11	+0:09
k 学年・学級経営	0:27	0:37	+0:10	0:01	0:04	+0:03
l 学校経営	0:18	0:21	+0:03	0:01	0:03	+0:02
m 会議・打合せ	0:29	0:25	-0:04	0:00	0:00	±0:00
n 事務・報告書作成	0:19	0:19	±0:00	0:02	0:02	±0:00
o 校内研修	0:04	0:06	+0:02	0:00	0:00	±0:00
p 保護者・PTA対応	0:10	0:10	±0:00	0:02	0:03	+0:01
q 地域対応	0:01	0:01	±0:00	0:01	0:01	±0:00
r 行政・関係団体対応	0:01	0:01	±0:00	0:00	0:00	±0:00
s 校務としての研修	0:11	0:12	+0:01	0:00	0:01	+0:01
t 会議・打合せ (校外)	0:08	0:07	-0:01	0:00	0:01	+0:01
u その他の校務	0:17	0:09	-0:08	0:03	0:04	+0:01

※勤務時間については、小数点以下を切り捨てて表示。

※平成18年度は、第5期 (H18.10.23~11.19) の集計結果と比較。平成18年度は、「週休日」のデータで比較。

※「教諭」について、平成28年度調査では、主幹教諭・指導教諭を含む。(主幹教諭・指導教諭は、平成20年4月より制度化されたため、18年度調査では存在しない。)

(出典) 文部科学省初等中等教育局「教員勤務実態調査 (平成28年度) の集計 (確定値)」を基にスポーツ庁において作成

岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針（概要版）

【国の動き】

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン

（令和4年12月 スポーツ庁・文化庁）

- ・ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を段階的に推進
- ・ 令和5～7年度の3年間を改革推進期間と位置付け
- ・ 地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す

《これまでの方針》

岩手県における部活動の在り方に関する方針（改定版）

（令和元年8月 岩手県教育委員会）

【目的・意義】

部活動は学校教育の一環として教育課程との関連を図り、生徒の自主的・自発的参加により行われるもの。過度の練習が生徒の心身に負担を与えることを理解すること。

【県の動き】

いわての中学生のスポーツ・文化活動のこれから（提言）

- （令和3年3月 岩手県「中学生スポーツ・文化活動に係る研究」有識者会議）
- ・ 中学生のスポーツ・文化活動を支える各主体（市町村・市町村教育委員会、学校、関係団体、指導者）に求められる役割・取組について提言
 - ・ 「岩手県における部活動の在り方に関する方針（改定版）」の内容検討及び再改定が求められた

全面的に改定し、新たに方針を策定

参考

対応

「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」

Iは公立・私立中学校の生徒を主な対象とし、公立・私立高等学校の生徒も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高等学校や私立学校は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動 改定

教育課程外の活動である学校部活動について、従来の方針の内容を踏まえつつ、実施する場合の適正な運営等の在り方

■ 適切な運営のための体制整備

- 暴力（体罰）・ハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）の根絶
- 部活動の指導方針について、教職員、部活動指導員、保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会（部活動連絡会等）を設定

■ 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- スポーツ医・科学の見地から、休養を適切に取ることが必要
- 短時間で効果が得られるよう、効率的・効果的な指導の工夫
- 対話を重視しコミュニケーションを十分に図った上での指導

■ 適切な休養日等の設定

岩手県の部活動休養日及び活動時間の基準

- 【中学校】
- 週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日をつける。
 - 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
- 【高等学校】
- 週1日以上以上の休養日を徹底しながら、年間平均で週当たり2日以上以上の休養日の設定に努める。
 - 1日の活動時間は、学校の特色及び種目等を考慮し、各学校において適切に設定する。
- 部活動を補完する活動（保護者会・スポーツ少年団等）が行われる場合は、部活動と合わせて基準内とする

■ 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- 多様なニーズに応じた活動の環境整備
- 合同部活動の取組の推進
- 自主的・自発的な活動（強制的に加入させない）

■ 学校部活動の地域連携

- 地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携した部活動の実施
- 興味関心に応じた活動選択への配慮

■ 学校部活動中の事故防止等

- 気象情報等に留意し、熱中症防止等について適切に対応
- マニュアル作成等による安全管理体制の構築

II 新たな地域クラブ活動 新規

行政・学校・地域等が連携・協働した、生徒の活動の場として整備すべき地域クラブ活動の在り方

■ 新たな地域クラブの在り方

- 学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境を速やかに整備
- 生徒のニーズに応じたプログラムの提供、指導者の確保等に取り組む、生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機
- 例えば総合型地域スポーツクラブの充実により、他の世代にとっても、気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境を期待

■ 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体
 - ・ 総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、文化芸術団体など多様なものを想定
 - ・ 保護者会・同窓会など学校関係組織・団体も想定、市町村も想定（協議会等による関係者間の連携体制の構築）
- 指導者（質の保障、量の確保等）
 - ・ 相談窓口の設置・活用、広域的な人材バンクの整備、希望する教員等の円滑な兼職兼業の許可
- 多様なニーズに応えるためのプログラムの確保
- 適切な休養日等の設定

地域クラブ活動の休養日及び活動時間の基準

- 週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日をつける。休日のみ実施の場合も原則として1日を休養日とする。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
 - ・ スポーツ医・科学の見地から、休養を適切に取ることが必要
- 活動場所
 - ・ 公共のスポーツ・文化施設や地域団体・民間事業者等が有する施設、地域の学校に加え、廃校施設も活用を検討（低廉な利用料を認めるなど負担軽減等を検討）
- 可能な限り低廉な会費の設定
- 怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険の加入の促進

■ 学校との連携（協議会等の場を活用）

III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備 新規

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むための進め方

- まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- 平日の環境整備はできるところから
- 市町村が運営団体となる体制や、地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備
 - ※ 直ちに体制整備が困難な場合、地域連携として拠点校方式による合同部活動も導入しながら部活動指導員や外部指導者を適切に配置
- 県・市町村において関係者からなる協議会等を設置し、検討体制を整備
- 国の改革推進期間（令和5～7年度）を踏まえ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- 市町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し 新規

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方

- 生徒の大会・コンクールの参加・応募等の機会を確保（地域クラブ活動の会員等が参加・応募可となるよう見直し）
- 大会参加引率や運営に係る体制の整備
- 気温や湿度、暑さ指数等の客観的な数値による大会開催可否の判断
- 交流等のイベントや高い水準の大会などの多様な大会等の開催、多様なニーズに対応した機会の設定



令和6年1月 岩手県 岩手県教育委員会

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

↓

学校部活動の地域連携

■合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師（※アリト・アキハト等の人材を含む）
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

■地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	①地方公共団体（※複数地方公共団体の連携を含む） ②多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、青少年団、体育・文化協会、競技団体、JFA等、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者（部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参加する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費＋用具、交通費等の実費
補償	各種保険等

■少子化の中、持続可能な体制にする必要（学校や地域によっては存続が厳しい）

■地域の実情に応じた段階的な体制整備

地域の実情に応じ、当面は併存

休日の地域クラブ活動

① 市区町村
②-1 総合型地域スポーツクラブ
②-2 民間事業者等

指導者
参加

○●中学校 △△中学校 ◆◆中学校

学校部活動の地域連携

※直ちに①②のような体制を整備することが困難な場合

地域の人材
部活動指導員
指導

○●中学校 △△中学校 □□中学校

③-1 (単体の)部活動
③-2 合同部活動

A 中学校（会場施設）
B 中学校（会場施設）
C 中学校（会場施設）

地域指導者
野球
卓球

実施主体は
○ 総合型地域スポーツクラブ
○ スポーツ少年団
○ 民間団体
○ 市町村 などなど・・・
種目・活動によって様々

公共施設・民間施設・廃校施設等
地域指導者
吹奏楽
剣道
テニス
ボクシング
バレーボール
合唱
スケートボード
教員(兼職兼業)

地域にとってふさわしい形
各市町村の協議会の場で議論

休日の部活動の地域移行に係る手順の流れ（イメージ例）

都道府県
協議会の設置 方針の提示 情報発信

市区町村

都道府県：人材バンクの設置
指導者の確保 マッチング
学校：教師の兼職兼業の希望の把握
生徒・保護者・住民への周知 実施

協議会の設置 ニーズ・課題把握 情報発信
運営団体の確保
活動場所の確保 活動内容の決定
学校：学校施設の開放

ウ 協議会等

- 協議会等については、地域におけるスポーツ・文化芸術環境の効果的・効率的な整備充実に向け、各市町村の地域スポーツ・文化芸術担当部局や教育委員会等の行政機関、運営団体や実施主体として想定されるスポーツ・文化芸術の関係団体や企業、学校、保護者代表等が十分な情報共有等を通じて緊密に連携していけるよう、定期的な連絡調整を行える場として、体制を整備する必要があります。
- 協議会等での検討事項については、地域クラブ活動に係る活動方針・内容、実施校等の検討が想定されていますが、具体的には、以下に示しています。

・ 活動方針・内容等の検討

(運営団体等との連携・連動、資料1(31ページ)に例を示す)

・ 移行する学校及びスポーツ・文化芸術活動の確認

実施校に対する趣旨説明の検討、
実施内容の検討(実施校数、単独校か複数校か、競技種目の種類・活動数等)等

・ 運営団体等との確認

業務の整理、運営経費(歳入・歳出)の把握、会場(活動場所)や備品等の確保、指導者の確保(任用)及び研修、参加者の安全管理、緊急連絡体制等

出典：公立中学校における学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた手引き(県・県教委)

休日部の活動の地域移行に係る要素(例)

	関係者の巻き込み・合意形成	運営団体の確保	指導者の確保	その他環境整備	実施
都道府県	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・協議会を設置 ・方針の提示 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・都道府県単位のスポーツ・文化芸術団体との連携	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・指導者の発掘・把握 ・人材バンクの設置 【教育委員会】 ・兼職兼業の規定・運用の改善	【協議会】 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を広く周知
市区町村	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・教育委員会等とも連携し、協議会を設置 【協議会】 ・関係者へのヒアリング等を実施 ・ニーズ・課題を把握 【スポーツ・文化主管課】 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信	【スポーツ・文化振興担当部署・協議会】 ・地域スポーツ・文化活動を担う運営団体を確保 【協議会】 ・運営団体との連携体制を構築	【協議会】 ・人材バンクの活用 ・地元の民間企業・大学等との連携 ・地域人材の掘り起こし 【協議会】 ・運営団体・実施主体とのマッチングを実施	【協議会】 ・学校施設や社会教育施設等の活動場所を確保 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 【協議会】 ・地域クラブ活動における活動内容を決定	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を周知し、実施
スポーツ・文化芸術団体、民間事業者等	・上記協議会への参画 ・上記ヒアリングに対応	・上記取組への協力・参画	・人材バンクへの人材登録 ・研修等を通じて指導者の質・量の確保	【運営団体】 ・地域クラブ活動における具体的な活動内容を決定	【運営団体】 ・活動を周知し、実施
学校	・上記協議会への参画 ・教師のニーズ把握 ・生徒・保護者のニーズ把握		・教師の兼職兼業の希望の把握	・利用ルールに基づく学校施設の開放	・活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有 ・地域クラブ活動について周知

スポーツ庁・文化庁・岩手県の参考資料 リンク先

スポーツ庁
部活動改革
ポータルサイト



岩手県
「中学生スポーツ・
文化活動に係る研究」
有識者会議 提言



スポーツ庁・文化庁
学校部活動及び新たな
地域クラブ活動の在り方等
に関する総合的なガイドライン



岩手県・岩手県教委 岩手県における学校部活
公立中学校の学校部活動及び新たな地域クラブ
における地域クラブ活動 の在り方に関する方針
への移行に向けた手引



岩手県における
地域クラブ活動の在り方
に関する協議会

